

山 監 査 第 1 3 0 号
令和 6 年（2024 年） 1 1 月 1 1 日

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項及び山陽小野田市監査基準第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第 1 9 9 条第 9 項及び山陽小野田市監査基準第 1 6 条の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 江 本 勝 一

山陽小野田市監査委員 笹 木 慶 之

- 1 報告内容
別紙のとおり
- 2 報告書提出先
山陽小野田市長及び山陽小野田市議会
- 3 報告書提出年月日
令和 6 年 1 1 月 1 1 日

定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第199条第4項及び山陽小野田市監査基準第2条第1項第1号の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び山陽小野田市監査基準第13条第1項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

記

1 監査の種別

定期監査

2 監査の対象

市民部

生活安全課、環境課及び環境衛生センター

3 監査の期間

令和6年9月9日から令和6年10月31日まで

4 監査の着眼点

定期監査に関する着眼点に基づき実施した。

5 監査の方法

今回の監査は、令和6年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

6 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

(1) 老朽危険空家等除去促進事業補助金関係書について

- ① 文書の処理について、データ化せず書類で供覧や起案をしているが、交付申請書と添付資料を収受供覧後、供覧済文書の束から添付資料の一部（原本）を外して、交付決定の起案の参考資料として付けている。したがって、ファイルには書類が不規則な状態で綴じてあり、交付申請で提出された資料が不明となり、適切な申請がなされたか確認ができない状況となっている。

また、紙資料を回議する際の表紙である添付資料送付票が無いものや補助金名を間違えて記載した資料で決裁完了しているものもある。

⇒ 市文書取扱規程及び文書事務の手引により、文書事務に関しての心構えに留意し、文書の整理についてなど適切に行われたい。また、「文書事務の手引 第2節 文書事務処理の原則 2 文書事務に関しての心構え (4) 責任を持って処理すること。」のとおり、文書はそれぞれの立場で責任と自覚をもって処理し、文書の内容をよく検討しないで押印するようなことは絶対に慎まなければならない。

② 収受供覧済みの事前調査申請書を申請者に返却している。(文書番号 37)

⇒ 文書事務の手引においては、公文書とは「官公庁で処理しなければならない全ての文書」であり、情報公開条例第2条第2号においては、条例の対象となる公文書は「職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と規定している。

提出を受けて収受した文書は市が保有するものであり、公文書である。

文書取扱規程第10条第2項及び第3項において、課長は供覧の終了した文書を文書主任を通じて係長に交付し、係長は必要な指示を付して係員に交付し、処理させなければならない。と規定されている。また、同規程第13条第1項において「交付を受けた文書(供覧することにより完結するものを除く。)その他の事案の処理は、起案によって行わなければならない。」と規定されている。

これらのことから、収受した申請書に対して、応答の起案処理が必要である。

なお、当該交付要綱において、事前調査申請の取下げにかかる規定が無いことから、要綱の見直しについても検討されたい。

③ 事前調査申請書の本人確認書類でマイナンバーカードの写しを添付しているが、裏面の写しも添付されており、個人番号が確認できる状態となっている。(文書番号 48)

⇒ 個人番号については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例」において限定的に定められた「個人番号利

用事務」及び「個人番号関係事務」の範囲内で利用することができ、収集も制限されている。適正に対処されたい。

- ④ 交付金申請書に過去に公用で取得した戸籍等を添付している。（文書番号 260）

⇒ 公用の戸籍等については、戸籍法第 10 条の 2 第 2 項の規定により、事務の種類、根拠法令や利用目的を明記して戸籍等請求を行い、それに基づき交付されているものであるので、目的以外に利用することは適正ではない。

また、要綱において、補助金の交付申請書に戸籍全部事項証明書（相続人等の確認が必要な場合に限る）を添えて申請しなければならない、とされており、戸籍等は申請者が添付して提出するものである。添付書類は、補助金の交付決定を行う裏付けとなるものであり、公平公正な立場で内容確認を行う必要がある。統一した基準で確認を行うように努められたい。

【生活安全課】